本審議会は、令和3年5月13日甲福医第61号「甲賀市立医療・介護機関のあり方について(諮問)」により、甲賀市長の諮問を受けた。

この答申は、信楽中央病院のあり方に関し審議会で検討した結果を記したものであり、検討経過に合わせ1.求められる役割、2.経営形態、3.経営上の課題と対策の順で答申する。

答申

1.「求められる役割」について

- ・信楽中央病院は、医療機関の少ない信楽地域において、総合診療、救急対応、へき地医療などを担っているが、患者の高齢化や減少、病床利用率の低迷、若年層の利用が少ないなど需給ギャップが生じており、役割の見直しが必要。
- ・「滋賀県地域医療構想」でニーズ増大が見込まれる回復期病床を有しており、甲賀保健 医療圏域から広く回復期患者の受け入れが求められる。
- ・コロナ禍を通じ公立病院の役割が再評価され、今後は新興感染症等に対する平時からの体制整備も求められる。
- ・信楽地域で医療を継続するために、広域化や公的役割の強化が必要。
- ・救急 24 時間対応は困難であるため、公立甲賀病院や救急隊と協議のうえ受け入れ可能な時間帯や傷病などを明確化・共有し、迅速な搬送と持続可能性の両面から体制構築が必要。
- ・病-診連携、病-病連携において信楽中央病院が担うべき役割を明確化する必要がある。
- ・「圏域内での医療完結」を前提とした機能集約と連携を進めるにあたり、信楽地域の住 民・患者だけでなく、広域の視点からも理解を求めることが肝要。

2. 「経営形態」について

- ・立地条件、公的役割、採算面などを考慮すると、信楽中央病院の果たす役割に対し、現時点で民間医療機関の参入は想定できず、公立医療機関としての設置が適当。
- ・現状の地方公営企業法一部適用は、医事や病院経営に精通した事務職員の配置・育成などに課題はあるが、他の経営形態への変更は困難または要件を満たさず。
- ・現時点で信楽中央病院の医療機能は維持できており、病床利用率の改善には相当の努力を要するものの試算上は黒字化も可能なことから、国ガイドラインにおいて経営形態や 事業形態の見直しを検討すべきと示された状況にはなく、現状での経営強化や見直しに 取り組むことが適当である。
- ・なおプラン策定・実行・評価の各段階において、ガイドラインに照らし懸念が生じた場合には、必要に応じた見直しが行われるよう、本審議会としても注視していく。

3.「経営上の課題と対策」について

- ・ガイドラインの基準で「病床利用率が特に低水準な公立病院」に該当し、市から所定の 補助金を受けてもなお経常赤字が慢性化している状況である。経常黒字化の達成には相 当な経営努力を要する。
- ・医師の働き方改革、医療従事者の不足・偏在、人口減少などに起因する諸課題は、今後 さらに厳しさを増すことが想定される。
- ・公立病院として継続するには、令和5年度中に経営強化プランの策定が必要。ガイドラインが示す各項目について具体化・数値化し、病院幹部主導のもと目標達成に向けた具体的な取り組みと進捗管理が必要。
- ・職員の能力向上は不可欠であり、適材適所の人事配置と育成に努められたい。
- ・外部チェック体制強化のため、プランの策定・実行・評価の各段階において、審議会と 部会が2重チェック機能を果たしていく。
- ・病院利用者だけでなく市民の理解を得ることが重要であり、周知広報に努められたい。